

10 年金・手当等

(1) 年金

① 障害基礎年金

○ 受給要件

- ① 病気・けがのために身体の機能の障害、精神の障害などがみられ、日常生活に著しい制限を受ける場合で、次の要件に該当する方
 - ・ 原則として国民年金加入中の初診日であること
 - ・ 一定の保険料納付済期間等があること
- ② 20歳未満に初診があり20歳に達した時に（障害認定日が20歳以降の時は障害認定日）身体の機能の障害、精神の障害などの状態にある方

○ 障害認定

病気・けがをして、初診日から1年6カ月経過後（それ以前に症状が固定した場合には、その時点）に障害の程度に応じて等級が認定されます。

○ 年金額（令和6（2024）年4月現在）

- ・ 1級年額1,020,000円（月額85,000円）
（昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円（月額84,760円））
 - ・ 2級年額816,000円（月額68,000円）
（昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円（月額67,808円））
- 2・4・6・8・10・12月に支給されます。

○ 支給調整

上記「受給要件」の②に該当する方には、一定の額を超える所得があると年金の支給が停止されるなどの支給制限があります。

□ 問合せ先 市町【国民年金担当課】、年金事務所（P59）

② 障害厚生年金・障害手当金

○ 受給要件

- ① 障害基礎年金の支給対象となる障害が、厚生年金保険加入期間中の初診日である病気・けがにより生じたときに、障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。
- ② 障害基礎年金の支給対象には該当しない程度の障害であっても、障害厚生年金の障害等級表に該当するときは、障害厚生年金（3級）又は障害手当金（一時金）が支給されます。

□ 問合せ先 厚生年金（年金事務所、P59）、共済年金等（各勤務先）

③ 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害のある方に給付金を支給する制度です。

○ 対象者

下記の①又は②に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方

- ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

○年金額

- ・ 1 級月額 55,350 円
- ・ 2 級月額 44,280 円

○支給調整

一定の所得のある方、老齢年金等を受給されている方には支給調整があります。

□問合せ先 市町【国民年金担当課】、年金事務所（P59）

④年金事務所

名称	所在地	TEL(上段) FAX(下段)	管轄区域	
			健康保険・厚生年金保険	国民年金
今市	321-1293 日光市中央町17-3	0288-88-0082 0288-21-2177	日光市、塩谷町	同左
宇都宮東	321-8501 宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3211 028-683-3177	宇都宮市（田川より東側）、真岡市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町	真岡市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町
宇都宮西	320-8555 宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281 028-621-2177	宇都宮市（田川より西側）、鹿沼市、上三川町	宇都宮市、鹿沼市、上三川町
大田原	324-8540 大田原市本町1-2695-22	0287-22-6311 0287-22-2177	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町	同左
栃木	328-8533 栃木市城内町1-2-12	0282-22-4131 0282-24-2177	栃木市、足利市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	同左

(2) 手当

各種手当の概要【詳細は P60 以降を参照してください】

手当の名称	受給対象	受給要件	除外要件等	月額	問い合わせ
特別障害者手当	20 歳以上の本人	①身体障害者手帳 1・2 級程度の異なる障害が重複 ②身体障害者手帳 1・2 級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等	○所得制限あり ○施設入所及び 3 カ月を超えて継続して入院の場合は対象外	28,840 円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場
障害児福祉手当	20 歳未満の本人	①身体障害者手帳 1・2 級の一部 ②最重度の知的障害 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方	○所得制限あり	15,690 円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場
福祉手当（経過措置）	S61.3.31 において福祉手当の受給資格を有する 20 歳以上の本人	①身体障害者手帳 1・2 級の一部 ②最重度の知的障害 ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方	○所得制限あり ○特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	15,690 円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場

手当の名称	受給対象	受給要件	除外要件等	月額	問い合わせ
特別児童扶養手当	20歳未満の児童を監護している父母又はその養育者	1級 ○身体障害者手帳1級及び2・3級の一部の児童 ○療育手帳A1・A2の児童 ○その他, 診断書により, 上記と同じ程度以上の障がいがあると認められた児童(療育手帳のB2の児童、心臓, 呼吸器, 腎臓, 肝臓, 血液疾患, 発達障がい等)	○所得制限あり ア児童が施設入所中の場合 イ児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合(児童扶養手当は除く) ウ児童、受給者が日本国内に住所を有しない場合	55,350円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場 ○県障害福祉課社会参加促進担当
		2級 ○身体障害者手帳3・4級の一部の児童 ○療育手帳B1の児童(診断書により判定) ○その他, 診断書により, 上記と同じ程度以上の障がいがあると認められた児童(療育手帳のB2の児童、心臓, 呼吸器, 腎臓, 肝臓, 血液疾患, 発達障がい等)		36,860円	
児童扶養手当	児童の養育者	○父母の離婚、父又は母の死亡などにより児童を監護している母又は父 ○父又は母が重度の障害の状態にある児童を監護している母又は父、母又は父の代わりに児童を養育している人	○所得制限あり	~44,140円	○健康福祉センター【広域】 ○市福祉事務所又は町役場 ○県こども政策課児童家庭支援・虐待対策担当

①特別障害者手当

○受給要件

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方。ただし、施設に入所している方及び継続して3か月を超えて入院している方は除きます。

- ①身体障害者手帳1・2級程度の異なる障害が重複している方
- ②身体障害者手帳1・2級程度の障害及び最重度の知的障害等が重複している方
- ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

なお、障害者本人又は障害者を扶養している方について、前年の所得が所得制限基準額以上の場合には支給されません。

○手当額 月額28,840円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

○申請手続

認定請求書に戸籍謄(抄)本、住民票の写し、認定診断書、所得状況届、所得の額・扶養親族等に関する市町長の証明書を添付(一部省略できるものもあります。)し、居住地の市福祉事務所又は町役場に提出してください。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P110)、市福祉事務所又は町役場(P111、113)

②障害児福祉手当

○受給要件

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある 20 歳未満の方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます。

- ①身体障害者手帳 1・2 級の一部の方
- ②最重度の知的障害のある方
- ③身体又は精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

なお、障害児本人又は障害児を扶養している方について、前年の所得が所得制限基準額以上の場合には支給されません。

○手当額 月額 15,690 円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

○申請手続

特別障害者手当の場合と同じ

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P110)、市福祉事務所又は町役場 (P111、113)

③福祉手当（経過措置）

20 歳以上の障害者に対する福祉手当は、障害基礎年金及び特別障害者手当の創設に伴い廃止されましたが、改正法施行日の前日（昭和 61 年 3 月 31 日）において福祉手当の受給資格を有する 20 歳以上の方で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方については、経過措置として引き続き従来の福祉手当が支給されます。

○内容等

障害児福祉手当と同じ

○手当額 月額 15,690 円

2・5・8・11月に前月までの分が支給されます。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】(P110)、市福祉事務所又は町役場 (P111、113)

④特別児童扶養手当

○受給要件

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母又はその養育者に対して支給されます。

障害程度		障害児 1 人あたり 月額	備考
1 級	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳 1 級及び 2・3 級の一部の児童（内部障害は診断書による）・療育手帳 A 1・A 2 の児童・その他、診断書により、上記と同じ程度以上の障がいがあると認められた児童（療育手帳の B 2 の児童、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患、発達障がい等）	55,350 円	4・8・11月に4か月分がまとめて支給されます。
2 級	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳 3・4 級の一部の児童（内部障害は診断書による）・療育手帳 B 1 の児童（診断書により判定）・その他、診断書により、上記と同じ程度以上の障がいがあると認められた児童（療育手帳の B 2 の児童、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患、発達障がい等）	36,860 円	

※ただし、次の場合には手当は受けられません。

ア、児童が施設入所中の場合

イ、児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合（児童扶養手当は除く）

ウ、児童、受給者が日本国内に住所を有しない場合

なお、父母または養育者などの前年の所得が所得制限基準額以上の場合には、支給されません。

○申請手続

認定請求書に戸籍謄（抄）本、診断書（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者は、その障害程度によっては手帳の写しで可）、振込先口座申出書等を添付し、居住地の市福祉事務所又は町役場に申請する。

□問合せ先 県健康福祉センター【広域】（P110）、市福祉事務所又は町役場（P111、113）

県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）

⑤児童扶養手当

父母の離婚、父又は母の死亡などにより児童を監護している母又は父、父又は母が重度の障害の状態にある児童を監護している母又は父、母又は父の代わりに児童を養育している人（養育者）に対して支給されます。（父及び養育者は生計を同じくしている場合に支給。）

ただし、次のような場合は受給資格がありません。

- ・児童が児童福祉施設等に入所又は里親に委託されている場合

また、手当を受けようとする母又は父、養育者又は生計を一にする扶養義務者に一定額以上の所得があるときは、支給額が制限されたり、支給されないことがあります。

【手当月額】

区分	全部支給	一部支給
対象児童が1人のとき	月額 45,500 円	月額 45,490 円～10,740 円
対象児童が2人のとき	月額 56,250 円	月額 56,230 円～16,120 円
対象児童が3人以上のとき	3人目から児童1人増すごとに 月額 6,450 円を加算	3人目から児童1人増すごとに 月額 6,440 円～3,230 円を加算

※手当月額はR6.4.1現在の額ですが、物価の動向により改定となる場合があります。

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	受給資格者（母又は父、養育者）の所得制限 （税法上の扶養親族1人の場合）			扶養義務者 孤児等の養育者 配偶者
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	490,000円未満	490,000円～ 1,920,000円未満	1,920,000円以上	2,360,000円以上
1人	870,000円未満	870,000円～ 2,300,000円未満	2,300,000円以上	2,740,000円以上
2人	1,250,000円未満	1,250,000円～ 2,680,000円未満	2,680,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,630,000円未満	1,630,000円～ 3,060,000円未満	3,060,000円以上	3,500,000円以上
4人以上	以下 380,000円ずつ加算			

□問合せ先 県健康福祉センター（P110）、市福祉事務所又は町役場（P111、113）

県こども政策課児童家庭支援・虐待対策担当（TEL028-623-3067）

(3) 心身障害者扶養共済制度

○加入要件

次に掲げる心身障害者(児)を扶養している方で、栃木県に住所を有する65歳未満で健康な方。

- ①療育手帳の所持者、又は知的障害者(児)と判定された方
- ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方
- ③その他、精神や身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる方(精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など)

○内容

加入者は掛金(年齢に応じ1口につき月額9,300円～23,300円)を納め、加入者が死亡又は重度障害となったときに、心身障害者(児)に年金(1口につき月額20,000円)が支給されます。

加入者より先に障害のある方が死亡した場合、加入期間が1年以上のものについては、加入期間に応じ、一時金として弔慰金が支給されます。また、5年以上加入した後に脱退したときは、加入期間に応じ、脱退一時金が支給されます。

1人2口まで加入できます。掛金を2カ月以上滞納した場合は加入者の地位を失います。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場(P111、113)

県障害福祉課社会参加促進担当(TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

(4) 生活福祉資金

障害者世帯等に対し、以下の経費等に対して資金の貸付を行っています。

資金の目的	貸付条件			
	貸付上限額の目安	償還期間	貸付利子	連帯保証人
生業を営むために必要な経費	460万円	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合には据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※1	8年		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年		
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年		
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年		
負傷又は疾病の療養に係る必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	※2	5年		
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※3	5年		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年		
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年		
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年		
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年		

※1 技能を習得する期間が6月程度：130万円、1年程度：220万円、2年程度：400万円、3年以内：580万円

※2 療養期間が1年を超えないときは170万円、1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

※3 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円。1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円

□問合せ先 (福) 栃木県社会福祉協議会【福祉資金課】(TEL028-622-0524(代表))

市町社会福祉協議会(P114)

(5) 生活保護

生活に困っている方々に対し、その状況に応じ、必要な保護を行う制度です。

また、生活保護を受けている方々の自立を支援する制度でもあります。

生活保護は、働く能力、預貯金・不動産などの資産、他の法律による年金・手当などの給付、その他あらゆるものを最低生活の維持のために活用することを要件として行われ、親・子・兄弟姉妹等からの援助を優先することとされています。

生活保護については、お住まいの市や町を所管する次の福祉事務所へご相談ください。

	福祉事務所名	所在地	TEL	管轄市町村
1	芳賀福祉事務所 (県東健康福祉センター内)	321-4305 真岡市荒町1 1 6 - 1	0285-82-3322	益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
2	下都賀福祉事務所 (県南健康福祉センター内)	323-0811 小山市犬塚3 - 1 - 1	0285-21-2948	上三川町 壬生町 野木町
3	那須福祉事務所 (県北健康福祉センター内)	324-8585 大田原市本町2 - 2 8 2 8 - 4	0287-23-2171	塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
4	宇都宮市社会福祉事務所	320-8540 宇都宮市旭1 - 1 - 5	028-632-2105 028-632-2068	宇都宮市
5	足利市福祉事務所	326-8601 足利市本城3 - 2 1 4 5	0284-20-2133	足利市
6	栃木市福祉事務所	328-8686 栃木市万町9 - 2 5	0282-21-2212	栃木市
7	佐野市福祉事務所	327-8501 佐野市高砂町1	0283-20-3020	佐野市
8	鹿沼市福祉事務所	322-8601 鹿沼市今宮町1 6 8 8 - 1	0289-63-2173	鹿沼市
9	日光市福祉事務所	321-1292 日光市今市本町1	0288-21-5149	日光市
10	小山市福祉事務所	323-8686 小山市中央町1 - 1 - 1	0285-22-9622	小山市
11	真岡市福祉事務所	321-4395 真岡市荒町5 1 9 1	0285-83-6063	真岡市
12	大田原市福祉事務所	324-8641 大田原市本町1 - 4 - 1	0287-23-8637	大田原市
13	矢板市福祉事務所	329-2192 矢板市本町5 - 4	0287-43-1116	矢板市
14	那須塩原市福祉事務所	325-8501 那須塩原市共墾社1 0 8 - 2	0287-62-7136	那須塩原市
15	さくら市福祉事務所	329-1392 さくら市氏家2 7 7 1	028-681-1106	さくら市
16	那須烏山市福祉事務所	321-0526 那須烏山市田野倉8 5 - 1	0287-88-7115	那須烏山市
17	下野市福祉事務所	329-0492 下野市笹原2 6	0285-32-8901	下野市

(6) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援するものです。社会的孤立状態にある人などの生活に困窮状態にある人のほか、制度の狭間で必要な支援が受けられない状態にある人も支援の対象となります。

就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱えた人は、一人で悩まず、まずはお住まいの市町の各相談窓口にお問い合わせください。家族や周りの人からの相談も受け付けます。

お住まいの市	相談窓口	電話番号
宇都宮市	宇都宮市社会福祉協議会	028-612-6668
足利市	足利市社会福祉課	0284-20-2269
栃木市	とちぎ市くらしサポートセンター「くらりネット」	0282-51-7785
佐野市	佐野市社会福祉協議会	0283-22-8113
鹿沼市	生活相談・支援センターのぞみ	0289-63-2167
日光市	日光市生活相談支援センター	0288-25-3109
小山市	生活自立支援センターライフキャリアおやま	0285-37-8918
真岡市	真岡市社会福祉協議会	0285-81-6011
大田原市	大田原市社会福祉協議会	0287-23-1130
矢板市	矢板市社会福祉協議会	0287-44-3000
那須塩原市	那須塩原市地域福祉課	0287-37-5122
さくら市	さくら市社会福祉協議会	028-601-7123
那須烏山市	那須烏山市健康福祉課	0287-88-7115
下野市	くらし応援センターささえーる	0285-43-1236

お住まいの町	相談窓口	電話番号	各町を所管する健康福祉センター
益子町	益子町健康福祉課	0285-72-8866	県東健康福祉センター 生活福祉課 0285-82-3322
茂木町	茂木町保健福祉課	0285-63-5631	
市貝町	市貝町健康福祉課	0285-68-1113	
芳賀町	芳賀町健康福祉課	028-677-1112	
上三川町	上三川町健康福祉課	0285-56-9128	県南健康福祉センター 生活福祉課 0285-21-2948
壬生町	壬生町健康福祉課	0282-81-1883	
野木町	野木町総合サポートセンター	0280-33-6878	
塩谷町	塩谷町福祉課	0287-47-5173	県北健康福祉センター 生活福祉課 0287-23-2171
高根沢町	高根沢町健康福祉課	028-675-8105	
那須町	那須町保健福祉課	0287-72-6917	
那珂川町	那珂川町健康福祉課	0287-92-0701	

相談員が対応します。不在の場合もあるので、相談を希望される方は、予め各相談窓口にお問い合わせください。